



平田村公告第104号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、下記の地域計画を策定したので、同条第8項の規定により公告する。

令和7年3月28日

平田村長 澤村 和 明



1. 地域計画を作成した地区

- (1) 永田地区（永田集落）
- (2) 小松原地区（小松原集落）
- (3) 下蓬田地区（下蓬田集落）
- (4) 打違内地区（打違内集落）
- (5) 乙空釜地区（乙空釜集落）
- (6) 上蓬田地区（上蓬田集落）
- (7) 蓬田新田地区（蓬田新田集落）
- (8) 九生滝地区（九生滝集落）
- (9) 鴛子地区（鴛子集落）
- (10) 小平地区（小平集落）
- (11) 西山第一地区（西山第一集落）
- (12) 西山第二地区（西山第二集落）
- (13) 東山地区（東山集落）
- (14) 上北方地区（上北方集落）
- (15) 下北方地区（下北方集落）
- (16) 駒形地区（駒形集落）
- (17) 中倉第一地区（中倉第一集落）
- (18) 中倉第二地区（中倉第二集落）
- (19) 北屋敷地区（北屋敷集落）
- (20) 上北方地方（小平字田中、東山字宮ノ田和、北方字左鋤内、宮田、寺屋敷、橋場、七合地、孫内、中原、金作、五反田、羽貫田、大ノ内、皿目木、駒形字小館、金作、十文字）

2. 縦覧場所

平田村役場 産業建設課

平田村大字永田字切田116番地